

橋本市新庁舎等整備基本計画

検討案

令和 9 年 月



目 次

第1章 はじめに.....	1
1 基本計画の策定にあたって.....	1
(1) 基本計画策定の背景と目的.....	1
(2) 基本計画の位置づけ・上位関連計画.....	2
第2章 基本的な考え方.....	
1 新庁舎整備の基本理念・基本方針.....	
2 検討方針.....	
(1) 検討の前提条件.....	別紙資料
(2) 基本計画における検討方針.....	
第3章 新庁舎等の導入機能.....	
1 基本方針を踏まえた庁舎機能・方策.....	
2 複合機能.....	別紙資料
3 機能構成.....	
第4章 新庁舎等の必要規模.....	
1 庁舎の必要規模.....	
2 複合施設の必要規模.....	
第5章 新庁舎等の施設計画.....	
1 敷地概要.....	
2 全体配置・動線計画.....	
3 庁舎の平面・階層計画.....	
4 構造・設備計画.....	
5 景観・外観計画.....	
6 複合施設の施設計画.....	
第6章 新庁舎等の事業計画.....	
1 事業手法の検討.....	
2 概算事業費・財源の検討.....	
3 概略事業スケジュール.....	
4 今後の事業の進め方.....	

第1章 はじめに

1 基本計画の策定にあたって

(1) 基本計画策定の背景と目的

橋本市役所の本庁舎は昭和 32 年度に建設されてから 60 年以上が経過し、建物・設備の老朽化をはじめ、相談・待合スペースの不足、駐車場スペースの不足や来庁者動線に課題を抱えています。また、本庁舎に近接する本庁舎北別館、旧市民会館、教育文化会館は築 50 年以上経過しており、市役所周辺の老朽化した公共施設なども含めた再編、再整備の検討が必要となっています。

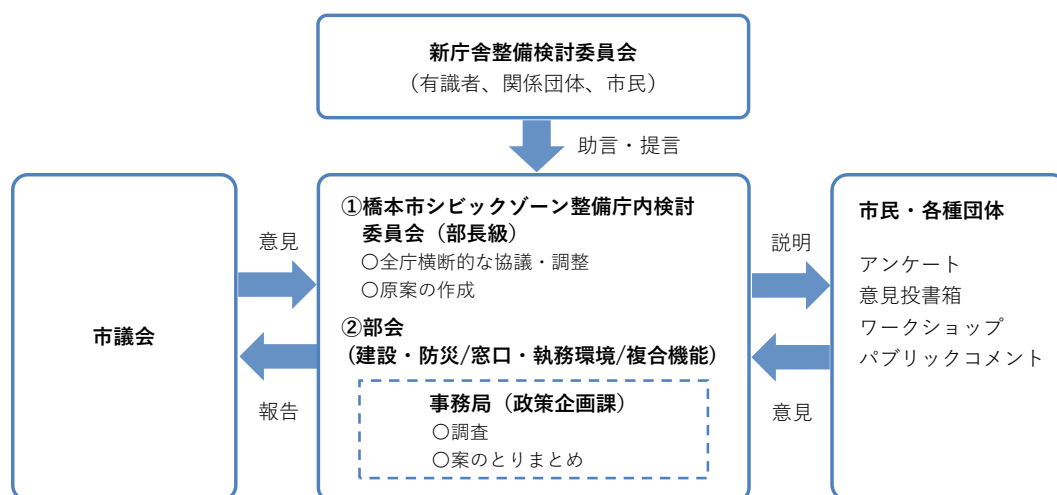
このような状況を踏まえ、本市では、平成 30 年度に策定された「橋本市長期総合計画後期基本計画」において、「市内公共施設の老朽化が進行していることを踏まえ、市民のニーズや財政的負担も勘案しながら、市役所庁舎の建て替えの在り方について検討を行う。」という方針を示しました。また、「橋本市公共施設等総合管理計画（基本方針編）」において、「老朽化の著しい庁舎等については、令和 15 年度の新庁舎への移行を目途に、新庁舎及び周辺整備に向けた検討を行うこととする。」という方針を示すとともに、「橋本市シビックゾーン整備庁内検討委員会」において、将来の庁舎等のあり方について検討を行いました。

令和 7 年度にはそれらの内容を踏まえながら、新庁舎整備の基本理念・方針、新庁舎の建設場所、そのほか新庁舎整備を進めていくうえで必要となる基本的な指針を検討し、「橋本市新庁舎整備基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定しました。

この「橋本市新庁舎等整備基本計画」（以下「基本計画」という。）は、基本構想に示す基本的な指針に基づき、新庁舎等における必要機能や施設計画、事業課にあたって必要となる諸条件等について、より具体的に検討し、その内容を取りまとめるものです。

なお、基本計画の策定にあたっては、外部の有識者や市民等で構成される「橋本市新庁舎整備検討委員会」（以下「検討委員会」という。）、職員により構成される「橋本市シビックゾーン整備庁内検討委員会」（以下「庁内検討委員会」という。）を設置し、また、市民・職員アンケート及び各種団体へのヒアリングを実施するなど、市民をはじめとする利用者の意見や要望を十分に踏まえながら専門的な検討を行います。

<策定体制図>



（２）基本計画の位置づけ・上位関連計画

基本計画は、本市が掲げる各種計画との整合を図ることを前提としながら、基本構想に示す新庁舎整備の基本理念・基本方針、整備場所などに基づき、それらを実現するための機能や取組方策、施設計画、事業計画を具体的に検討・整理し、次の段階である設計や整備のための要件を示すものとして位置づけます。

